

－ 第3群 対象地域・対象車両・特別措置のご案内 －

<第3群 11月13日付 再々伸長対象地域>

山梨県南巨摩郡早川町雨畑

【山梨県】

南巨摩郡早川町雨畑

●対象車両

1. 車検対象車

道路運送車両法第61条の2の規定に基づき伸長された自動車検査証の有効期間の満了日（令和元年10月15日から令和元年12月15日）までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、令和元年12月16日を限度としてこれを猶予します。

2. 車検対象外車

令和元年10月15日から令和元年12月16日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を令和元年12月16日を限度としてこれを猶予します。

●特別措置の内容

対象	使用の本拠	車検期間の伸長	契約手続猶予	保険料払込猶予	
車検対象車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・ 今回の災害で被災されたご契約者 ・ 今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・ 今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・ その他弊社が適用妥当と判断する方 	車検伸長対象地域内	有	○ 令和元年 12月16日 まで	○ 令和2年 4月30日 まで
		車検伸長対象地域外	無	×	
	上記以外	車検伸長対象地域内	有	○ 令和元年 12月16日 まで	○ 令和2年 4月30日 まで
		車検伸長対象地域外	無	×	×

車検対象外車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・ 今回の災害で被災されたご契約者 ・ 今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・ 今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・ その他弊社が適用妥当と判断できる方 	—	—	○ 令和元年 12月16日 まで	○ 令和2年 4月30日 まで
	上記以外	—	—	×	×